

議案第102号

令和3年度渋川市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度渋川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度渋川市水道事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額（千円）
水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借	令和3年度から 令和9年度まで	81,715

令和3年9月21日提出

渋川市長 高木 勉

令和3年度茨川市水道事業会計補正予算（第1号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行																								
<p>（債務負担行為）</p> <p>第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道料金調定・公営企業 会計システム賃貸借</td> <td>令和3年度から 令和9年度まで</td> <td>81,715</td> </tr> </tbody> </table>					事項	期間	限度額(千円)	水道料金調定・公営企業 会計システム賃貸借	令和3年度から 令和9年度まで	81,715																			
事項	期間	限度額(千円)																											
水道料金調定・公営企業 会計システム賃貸借	令和3年度から 令和9年度まで	81,715																											
<p>（企業債）</p> <p>第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起債の目的</th> <th>限度額</th> <th>起債の方法</th> <th>利率</th> <th>償還の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道事業</td> <td>千円 171,512</td> <td>証書借入又は証券発行</td> <td>年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</td> <td>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>					起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	上水道事業	千円 171,512	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	<p>（企業債）</p> <p>第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起債の目的</th> <th>限度額</th> <th>起債の方法</th> <th>利率</th> <th>償還の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道事業</td> <td>千円 171,512</td> <td>証書借入又は証券発行</td> <td>年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</td> <td>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>					起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	上水道事業	千円 171,512	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法																									
上水道事業	千円 171,512	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。																									
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法																									
上水道事業	千円 171,512	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。																									
<p>（一時借入金）</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。</p> <p>（予定支出の各項の経費の金額の流用）</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用</p> <p>(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用 （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合</p>					<p>（一時借入金）</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。</p> <p>（予定支出の各項の経費の金額の流用）</p> <p>第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用</p> <p>(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用 （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）</p> <p>第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合</p>																								

は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 239,800千円

(2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,988千円と定める。

は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 239,800千円

(2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,988千円と定める。

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益
水道料金調定・公営企業 会計システム賃貸借	81,715			令和3年度 ～ 令和9年度	81,715	81,715